備前市告示第102号

# 備前市ふるさと納税推進事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

備前市ふるさと納税推進事業業務委託について、公募型プロポーザル方式により技術的に最適な者を選定する手続きを次のとおり実施するので、地方自治法（昭和22年度法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和８年１０月１日

備前市長　　長﨑　信行

## １．業務概要

(1) 目的　　備前市が実施するふるさと納税推進事業業務について、寄附額の増加及び本市の地場産品の魅力発信や地域の活性化を図る。

(2) 業務名　　備前市ふるさと納税推進事業業務委託

(3) 業務内容　別添「備前市ふるさと納税推進事業 業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務期間　契約の締結日から令和 12 年 3 月 31 日

※事業者選定日から令和 9 年 3 月 31 日までは業務開始に向けた準備期間とし、この間に生じる費用について本市は負担しない。

## ２．見積限度額

寄附金額に対する契約とし、寄附金額の 5%（消費税及び地方消費税を除く）を上限とする。

なお、返礼品および返礼品発送経費、ワンストップ特例申請等の処理費用やその送付に係る費用、ポータルサイトの手数料は含まない。

【本市の過年度寄附採納実績】（参考）

| | | |
|---|---|---|
| 令和 5 年度 | 19,785 件 | 406,929,600 円 |
| 令和 6 年度 | 16,178 件 | 389,823,000 円 |
| 令和 7 年度 | 18,116 件 | 415,232,290 円 |

## ３．参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければなりません。

(1) 備前市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領による入札参加停止をプロポーザル参加指名通知日から落札候補者確定日まで受けていないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。

(3) 破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。

(4) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。た

だし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(5) 日本国内に本社を有すること。

(6) 次のアからオまでのいずれの場合も該当しないこと。

ア　役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。））、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者（支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団員を利用していると認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ　上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 令和 5 年度から令和 7 年度の間で、地方公共団体においてこの業務と同規模の業務を元請けとして行った実績があること。

４．質問の受付及び回答

(1) 提出期限：令和 8 年 10 月 19 日（月）17 時まで（必着）

(2) 提出方法：別添の質問書（様式２）により、メールにて提出すること。

※メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。

(3) 提出先：備前市産業観光部産業振興課　【E-mail】bzkifu@city.bizen.lg.jp

(4) 回答日：令和 8 年 10 月 23 日（金）

(5) 回答方法：備前市ホームページ内に公表する。

５．参加意思表明受付

(1) 提出書類　参加意思表明書(様式１)

※必要添付書類は原本１部、ただし令和８年度の備前市入札参加資格者名簿に登録されている場合は、必要添付書類提出は不要とする。

(2) 提出部数　1 部

(3) 提出方法　郵送又は持参による。

(4) 提出期間　令和 8 年 10 月 30 日（金）17 時まで（必着）

(5) 提出先　〒705-8602　岡山県備前市東片上 126

備前市役所 産業観光部 産業振興課 ふるさと応援係

(6) 参加資格承認　このプロポーザルの参加資格承認の可否の連絡は、令和 8 年 11 月 4 日（水）までに参加意思表明書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知するものとする。

６．企画提案等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

①　企画提案書提出届（様式３）　原本１部

②　実施企画　提案書　原本１部、副本 6 部（用紙サイズはＡ４版、両面印刷可とする。）

企画提案書必須項目

ア　会社概要（様式４）

イ　業務実績（様式５）

ウ　提案業務内容

●組織体制に関すること

●管理・運用等の業務遂行に関すること

●企画・運営に関すること

●その他本業務を円滑に行うための対策等（ポータルサイトに掲載する画像等の所有権者、ふるさと納税の理念に基づく自社の独自性のある取り組みなど）

エ　参考見積(割合(%)等)

(2) 提出期限等

① 提出期限：令和 8 年 11 月 13 日（金）17 時まで（必着）

② 提出方法：郵送又は持参による。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

７．審査方法等

(1) 審査方法

審査については、本市が指定する審査員において、企画提案に対するプレゼンテーションを実施し、別紙で示す「評価基準」に基づき、審査員が評価(点数化)し、各審査員の審査に基づく採点の合計点により、第一順位の受託候補者を決定する。

ア　プレゼンテーションは 1 事業者につき 45 分以内 (提案説明 30 分以内、質疑応答 15 分以内)、会場に入れる説明員は 4 名までとする。

イ　プレゼンテーションは非公開とする。

ウ　プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとする。企画提案書にない追加提案や追加資料の配布は認めません。

エ　パワーポイント等を利用しての説明を認めるが、パソコン等を持参すること。(プロジェクター等へ接続方式は HDMI に限る。)

(2) 審査基準及び配点

別紙で示す「評価基準」に基づき審査する。

８．日程

| | |
|---|---|
| 募集要領等の告示日 | 令和８年 10 月１日（木） |
| 質問受付締切 | 令和８年 10 月 19 日（月）17 時まで |
| 質問回答 | 令和８年 10 月 23 日（金） |
| 参加申込書締切 | 令和８年 10 月 30 日（金）17 時まで |
| 参加資格承認可否通知 | 令和８年 11 月２日（月）以降速やかに通知 |
| 提案資料提出締切 | 令和８年 11 月 13 日（金）17 時まで(必着) |
| 審査（プレゼンテーション） | 令和８年 11 月 19 日（木） |
| 結果通知 | 令和８年 12 月４日（金）【予定】 |
| 契約締結 | 令和８年 12 月 15 日（火）【予定】 |
| 業務開始 | 両者協議による |

９．企画提案書募集の中止等

やむを得ない理由等により、本事業の募集を実施することができないと認めるときには、中止又は取り消しをすることがある。この場合において、企画提案等に要した費用を備前市に請求することはできない。

１０．参加者の辞退

参加表明提出後、都合により本事業への提案を辞退するときは、速やかに担当部署まで連絡の上、期間内に企画提案辞退届（様式６）を提出すること。

１１．失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案者が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

(1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限が告示や本要領等の規定に適合しないもの
(2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
(3) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
(4) その他、不適格と認めたもの

１２．契約

(1) 契約保証金　免　除
(2) 前払金　　無
(3) 受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。

１３．その他留意事項

(1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止を行う

ことがあります。

(3) 提出書類は返却しないとともに、提案者の特定以外には提案者に無断で使用しません。ただし企画提案書等は、候補者選定に伴う必要な範囲において、複製することがある。

(4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とします。

(5) 備前市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、原則として開示の対象となります。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とします。

(6) 提案書は、参加者１名につき１提案とする。

１４．担当部署

備前市役所 産業観光部 産業振興課 ふるさと応援係　担当：大西

備前市東片上１２６　TEL０８６９－６４－１８０５